

新潟市老人福祉センターいこいの家月寿荘使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき，新潟市老人福祉センターいこいの家月寿荘の使用料の徴収を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市南区月潟770番地 新潟市老人福祉センターいこいの家月寿荘	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NKSコーポレーション新潟支店 取締役支店長 吉田 琢哉